



北本市立東小学校

令和3年6月号
TEL (048)592-2050
FAX (048)592-2802
<http://higashi.city.kitamoto.saitama.jp/>

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について

校長 酒井一昭

紫陽花が葉を大きくして、もうすぐ花を咲かせようとしています。初夏がもうそこに来ています。本校の教育活動も軌道に乗り、制限ある中ですが、子どもたちの元気な活動がたくさん見られるようになってきました。

さて、本年度より「コミュニティ・スクール」を導入いたします。「コミュニティ・スクール」とは「学校運営協議会」を設置した学校のことを指します。北本市内では本年度で全て小・中学校が「コミュニティ・スクール」となります。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む事が可能となる「地域とともにある学校づくり」を目指して導入が進められているものです。

現在、子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です。輝く子供たちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくこと、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要なってきます。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）では、次の3つの役割が示されています。

- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。
- ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べができる。

これまででも「学校協議会」「外部評価委員会」を開催して参りましたが、それらの活動内容を引き継ぎつつ、本会に求められる意義をしっかりと捉え、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一緒に特色ある学校づくりを進めてまいります。本校では5月20日（木）に第1回の会議が行われます。

